

波佐見町新型インフルエンザ等対策行動計画
(第3版)

波佐見町
令和8年3月

目次

はじめに	3
第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的と基本的な考え方等	5
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	6
第3節 時期区分及び有事のシナリオの想定	7
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	9
第5節 対策推進のための役割分担	11
第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点	14
第1節 町行動計画における対策項目等	14
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	17
第1章 実施体制	17
第1節 準備期	18
第2節 初動期	19
第3節 対応期	19
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	21
第1節 準備期	21
第2節 初動期	21
第3節 対応期	22
第3章 まん延防止	24
第1節 準備期	24
第2節 初動期	24
第3節 対応期	24
第4章 ワクチン	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	29
第3節 対応期	30
第5章 保健	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	32
第3節 対応期	32
第6章 物資	33

第1節 準備期.....	33
第2節 初動期.....	33
第3節 対応期.....	33
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	34
第1節 準備期.....	34
第2節 初動期.....	35
第3節 対応期.....	35

はじめに

1 感染症危機を取り巻く状況

開発途上国における急速な都市化や人口密度の増加、そして環境開発の進展等に伴い、人間と、未知のウイルスを宿主とする動物との接触機会が拡大しています。これにより、未知の感染症が発生する機会が増大しています。また、グローバル化に伴い、各国との往来が飛躍的に拡大している結果、こうした未知の感染症がいったん発生すると、瞬く間に世界中に拡散し、パンデミックを引き起こすおそれが非常に大きくなっています。

実際、過去には重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症の拡大、そして2020年以降の新型コロナウイルス感染症のパンデミックが、新興感染症が国際的な脅威であることを改めて示しました。

感染症危機の発生時期を正確に予知することや、発生そのものを阻止することは困難です。したがって、行政はもとより、社会全体が平時から感染症危機に備え、より万全な対策体制を整えることが重要です。

こうした感染症危機の多くは、動物由来の病原体が人間に感染することで発生しており、人間、動物、そしてそれらを取り巻く環境の健全性は密接に関連しています。また、既存の感染症においても、薬剤の効果が弱まるなどの変化により、将来的な感染拡大のリスクが懸念されています。

感染症危機の発生時期を正確に予知することや、発生そのものを完全に阻止することは困難です。したがって、行政はもとより、社会全体が平時から感染症危機に備え、より万全な対策体制を整えることが重要です。

これらの複合的なリスクを認識し、町は国や県と連携して、感染症危機に柔軟に対応できる体制を構築する必要があります。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、次の3つに分類されます。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

3 波佐見町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と改訂

新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画を、指定(地方)公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものです。令和6年(2024年)7月、新型コロナ対応の経験を踏まえ、約10年ぶりに政府行動計画が改定されました。

今改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会を目指すものです。また同様に、長崎県(以下「県」という。)においても政府行動計画が改定されたことを受け、県における新型コロナ対応の経験を踏まえて長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)が改定されました。

本町においても、波佐見町新型インフルエンザ等対策行動計画(第3版)においては、幅広い呼吸器感染症等を念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることを想定し、対策項目(7項目)ごとに3期(準備期、初動期、対応期)それぞれの取組を記載しています。今回の改訂は、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対応していくことを目的としています。

次なる感染症危機が生じた場合においても、柔軟かつ機動的に対応していくことが求められます。そのためには、平時から、感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。町においては、幅広い感染症危機に対応できる社会を目指し、平時から関係機関と連携し、町行動計画に基づき各取組を着実に進めるとともに、必要に応じて行動計画の見直しを行うことで、有事に迅速かつ機動的に対応できるよう取り組んでまいります。

なお、本計画は、平成27年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)」の理念を踏襲しており、各取組の推進を通して、関連するゴールの達成に貢献します。本計画においては、SDGsが示す17のゴールのうち、次の7つを主な目標としてSDGs達成に向けた取組を推進していきます。



第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的と基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患するおそれがあるものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティ（受入能力）を超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があります。

① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

② 町民生活及び町民経済に及ぼす影響の最小化

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減します。
- ・町民生活及び町民経済の安定を確保します。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。
- ・町民が適切な行動を取ることができるように、情報の提供及びまん延防止のための予防対策の普及啓発を図ります。
- ・町民に対する予防接種（以下「住民接種」という。）を進めるなどまん延防止対策を促進します。
- ・要援護者対策等町民の生活支援に努めます。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要があります。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、その対策の選択肢を示すものです。

そこで、本町では、国と県の方針及び科学的知見等を踏まえ、地域の実情を考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた対応を目指します。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特性、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等をいう。以下同じ）、流行の状況等を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画に掲げる取組みの中から実施すべき対策を決定・実行します。

(波佐見町が直面する主な課題と本計画の対応)

課題	本計画改訂の重点対応
小規模自治体特有の人的リソースの限界	全庁的な応援体制の構築: 職員数が限られる中で、保健所業務協力や自宅療養支援など、 平時業務外の緊急業務 が発生した場合に備え、部門横断的な職員の役割と派遣基準を明確化します。
地域産業（窯業・観光業）への影響	経済活動の維持と両立: 地域経済の要である 窯業や観光業 の活動を可能な限り維持するため、業種別の感染防止対策の指針や、事業継続のための 支援情報提供体制 を強化します。
広域連携の必要性	連携の強化: 近隣自治体との間で、 医療提供、検査、物資輸送、職員相互派遣 など、広域的な連携・協力を図るための事前調整や協定締結に努めます。

第3節 時期区分及び有事のシナリオの想定

新型インフルエンザ等対策に当たっては、対策を切り替えるべきタイミングを明確化するため、準備期（平時）、初動期、対応期の3つの時期区分を設定します。

なお、過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ以外の呼吸器感染症を念頭に置きつつ、中長期的に複数の感染拡大の波が生じることも考慮し、幅広く対応できるよう、次の①～④の考え方を踏まえた、有事のシナリオを想定します。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、病原体の性状に応じた対策を講じます。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行の早期収束を目標とします。
- ③ 科学的知見の蓄積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化や、社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とします。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策が長期化する場合も想定します。

時期区分ごとの対応の大きな流れは次のとおりです。

この時期区分ごとの対応の大きな流れに基づき、「第2部 新型インフルエンザ等対策の各項目の取組み」において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を示します。

(対策実施上の時期区分と対応の概要)

時期区分	対応の大きな流れ	
準備期 (平時)	新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間。	
初動期	国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症を探知して以降、国が新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表（以下「新型インフルエンザ等発生の公表」という。）を行い、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置し、基本的対処方針を策定・実行するまでの期間。県においても、特措法に基づき、長崎県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置し、本町においても、発生状況等に応じ波佐見町新型インフルエンザ等対策本部（以下、「町対策本部」という。）を設置するなど、初動対応にあたる期間。	
対応期	国の基本的対処方針等に基づく対策等を講じ、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの期間。対策の切替えの観点から、さらに以下の4つに区分する。	
	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階。病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンドミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まってきた場合には、科学的知見に基づき、対策の内容を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性があることも考慮。
特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。	

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、町又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の適確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において、以下の点に留意します。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要です。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行います。

①情報収集・分析体制のデジタル化

国や県が整備するHER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）等の情報システムについて、有事の際に円滑に活用できるよう、平時から入力手順の確認や職員の習熟を図ります。

②行政事務の効率化と省力化

予防接種事務において、デジタル化や標準化を進め、円滑な接種体制の構築と全国的なネットワークとの連携を図ります。

③リスクコミュニケーションの強化

町の公式SNSやアプリ、ウェブサイトを活用し、住民への迅速かつ正確な情報提供（プッシュ型配信）や、双方向のコミュニケーションが可能な体制を整えます。

2 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。このため、町は、国及び県と連携して、以下の取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

3 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとします。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療従事者等（福祉・介護従事者等を含む。）に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意します。感染症危機にあたっては町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組みます。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

町は、必要がある場合には、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう県に要請します。県はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行います。

5 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる対応について、平時から検討し、有事に備えた準備を行います。

6 感染症危機下の災害対応

町は、国及び県と連携し、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、町を中心に避難所施設の確保等を進めることや、県及び町において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることなどを進めます。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、町及び県は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

7 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等の発生が予見される段階から、意思決定過程や実施した措置に係る記録を適時に作成し、保存します。

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。また、国はWHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組みます。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定します。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

2 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められます。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策

を実行します。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関等で構成される感染症対策委員会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要です。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図ります。

3 町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

町は、県とまん延防止等に関する協議を行い、平時から連携を図ります。

4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び感染症対策委員会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

5 指定(地方)公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

6 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び町民の社会経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果た

すことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます。

7 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定され、特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うよう努める等、対策を行う必要があります。

8 町民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施状況等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目等

1 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民の社会経済活動に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものです。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、町や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とします。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要です。

基本理念と目標は次のとおりです。

項目	基本理念	目標
①実施体制	町長を本部長とする対策本部を迅速に確立し、全庁横断的な連携のもと、機動的かつ柔軟な意思決定を行う。	発生段階に応じた適切な人員配置（全庁的動員）を速やかに構築し、国、県、近隣市町、及び指定（地方）公共機関との強固な情報共有・協力体制を維持する。
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	住民に対し、正確な情報を「正直に、分かりやすく、迅速に」提供し、不安の解消と適切な行動変容を促す。	SNS、防災行政無線、広報紙等を活用し、あらゆる世代へ確実に情報を届けるとともに、偽・誤情報（デマ）をモニタリングし、速やかに公式見解を示すことで地域社会の混乱を防止する。

③まん延防止	感染拡大の抑制と町民生活・地域経済活動の維持を両立させるため、状況に応じた効果的な対策を機動的に講じる。	県が行う外出自粛要請等の周知を徹底し、高い協力率を確保する。また、町有施設の休館やイベントの中止・延期を、科学的知見に基づく段階的な判断基準（プロトコル）に沿って運用する。
④ワクチン	希望するすべての町民が、迅速かつ安全にワクチンを接種できる体制を整備する。	町内医療機関との連携（個別接種）と集団接種会場の運営を適切に組み合わせ、効率的な接種機会を提供する。また、有効性・安全性に関する丁寧な情報提供を行う。
⑤保健	保健所（県）が行う専門的な公衆衛生業務を補完し、住民に最も近い立場で療養者の生活と健康を支える。	感染急増時に保健所業務が停滞しないよう、町職員による応援派遣（調査補助等）を迅速に行う。また、自宅療養者等への確実な健康観察と、不安を解消する相談体制を維持する。
⑥物資	自力での物資調達が困難な療養者や要配慮者に対し、生活必需品を確実に届けることで、隔離生活の継続と社会の安定を図る。	自宅療養者等への食料品・日用品の配送システムを迅速に稼働させ、注文から配送までを非接触かつ円滑に行う体制を確立する。
⑦町民生活及び地域経済の安定の確保	感染症流行下においても、物資の供給維持と経済的支援により、住民生活の破綻と社会的孤立を防止する。	買い占め防止等の啓発を徹底し、物価の安定を図る。また、波佐見焼関連産業等の事業者への事業継続支援（BCP）や、孤独・孤立対策としての見守り活動を強化する。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項です。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりです。

① 人材育成

多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要です。

また、地域の医療機関等においても、国や県、町、関係団体等による訓練や研修等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待されます。

② 国と地方公共団体との連携

国や県との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供

体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行います。また、町は町民に最も近い行政単位として予防接種や町民の生活支援等の役割が期待されています。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国と県及び地方公共団体の連携体制を平時から整えておくことが不可欠です。さらに、新型インフルエンザ等の発生時は町と県との連携が重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要です。

③ DX の推進

近年、取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っています。

国は、DX 推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要としています。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

感染症危機は、町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済活動に大きな被害を及ぼすことから、町においても国家の危機管理の問題として取り組む必要があり、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、町は、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。

このため、町は、政府対策本部が設置され、直ちに県が対策本部を設置した場合において、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。

① 考え方

- (1) 発生した新型インフルエンザ等の病原性が高く、かつ感染力が強い場合、多くの町民の生命や健康に甚大な被害を及ぼす恐れがあるほか、地域経済活動の縮小や停滞を招くことが危惧されているため、全庁的な危機管理の問題として取り組みます。
- (2) 国、県、事業者等と相互に連携を図り、地域社会一体となった取り組みが必要であるため平時から関係機関相互の連携体制を構築し、維持していくことが重要です。

② 町の組織体制

- (1) 新型インフルエンザ等の発生前及び「町対策本部」の立ち上げが行われるまでの間、波佐見町役場管理職で構成する「管理協議会」で情報を共有します。
- (2) 管理協議会においては、関係課等の連携を確保しながら、情報の収集を行うとともに事前準備の進捗等を確認し、全庁一体となった取組を推進します。事務局は子ども・健康保険課とし、発生に備えた準備を行います。
- (3) 総務課や子ども・健康保険課をはじめ、関係課においては、他市町や事業者、関係機関との連携を強化し、発生に備えた準備を進めます。
- (4) 政府により「新型インフルエンザ緊急事態宣言」が発せられた時は、本部長（町長）は直ちに「町対策本部」を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の健康被害の防止及び社会的機能の維持を図ります。

(波佐見町新型インフルエンザ等対策本部の構成)

対策本部	本部長	町長
	副本部長	副町長 教育長
	部員	消防団長 総務課長 企画情報課長 税務財政課長 住民福祉課長 子ども・健康保険課長 長寿支援課長 商工観光課長 農林課長 建設課長 水道課長 施設整備室長 議会事務局長 会計課長 教育次長 給食センター所長
	構成員	町長が指名する職員 (事務局 子ども・健康保険課)

《所管事項》

- ・ 新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること
- ・ 特定接種実施への協力及び住民に対する予防接種の実施に関すること
- ・ 町内における感染拡大抑制対策と予防対策に関すること
- ・ 町内における適切な医療の提供に関すること
- ・ 町内発生時における社会機能維持に関すること
- ・ 国・県・関係機関との連絡調整に関すること
- ・ 町民に対する正確な情報の提供に関すること
- ・ その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと

第1節 準備期

1-1 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

1-2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更します。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、保健所や感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更します。

- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材等の養成等を行います。

1-3 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県、町及び指定(地方)公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。
- ② 国、県、町及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。

第2節 初動期

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。
- ② 町は、必要に応じて、第1節(準備期)1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。

2-2 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施するため、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。

第3節 対応期

3-1 基本となる実施体制のあり方

町対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

- ① 職員の派遣・応援への対応
 - (1) 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。
 - (2) 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を要請します。

② 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、状況に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

3-2 緊急事態措置の検討等

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置します。町は、当町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止します。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、町民等、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、町は、県や関係団体とも連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、町民等が適切に判断・行動できるよう、町HP等を通じ情報提供・共有等を行います。

第1節 準備期

1-1 町における情報提供・共有

準備期から町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、町による情報提供・共有について、有用な情報源として町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進めます。

1-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、県知事が必要と認める新型インフルエンザ等の患者等に関する情報の提供を受けた際は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県に協力し、患者等に必要な生活支援を行います。

県と町は、自宅療養者等に係る個人情報を提供するための覚書を締結します。

1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、電話等による相談窓口を設置する準備を進めます。

第2節 初動期

2-1 町における情報提供・共有

町は、国の取組に関する留意事項や近隣市町等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。

2-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民から

の相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県に協力し、患者等に生活支援を行います。

2-3 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、電話等による相談窓口を設置します。

2-4 偏見・差別等への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げになること等について、その状況を踏まえつつ、啓発します。これらの取組等を通じ、国、県及び町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。

2-5 偽・誤情報への対応

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって、信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖が社会に混乱を生じることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行います。これらの取組等を通じ、国、県及び町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。

第3節 対応期

3-1 町における情報提供・共有

町は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえて、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。

3-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県に協力し、患者等に生活支援を行います。

3-3 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、電話等による相談窓口を継続します。

第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的とします。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要です。

このため、県が、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、まん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置を行った場合、町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

第1節 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

また、町民が自らの感染を疑った場合は、国や県が設置する相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

第2節 初動期

2-1 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

第3節 対応期

3-1 患者や濃厚接触者以外の町民に対する要請等

① 外出等に係る要請等

県は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行います。また、県は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことなどの要請を行います。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

② 基本的な感染対策に係る要請

県は、国と連携し、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請します。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

3-2 事業者や学校等に対する要請

① 営業時間の変更や休業要請等

県は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行います。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行います。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

② まん延防止のための措置の要請

県は、必要に応じて、上記3-2①のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請します。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

③ その他の事業者に対する要請

- ・ 県は、国と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請します。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請します。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

- ・ 県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請します。

町は、施設の管理者等への周知など、必要な協力を行います。

④ 学級閉鎖・休校等の要請

県は、国と連携し、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行います。

また、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請します。なお、一斉臨時休業の要請については、こどもや保護者、社会経済活動への影響を踏まえ、慎重に検討を行います。

町は、小・中学校や町民への周知など、必要な協力を行います。

第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

このため、町、国及び県は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要があります。

第1節 準備期

1-1 ワクチン接種の実施体制の構築

町は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平素から地域の医師会等の関係者との協力関係を構築し、訓練を行います。

(予防接種に必要となる可能性がある物品)

<p>【準備品】</p> <p><input type="checkbox"/>消毒用アルコール綿</p> <p><input type="checkbox"/>トレイ</p> <p><input type="checkbox"/>体温計</p> <p><input type="checkbox"/>医療廃棄物容器、針捨て容器</p> <p><input type="checkbox"/>手指消毒剤</p> <p><input type="checkbox"/>救急用品</p> <p>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<p>【医師・看護師用物品】</p> <p><input type="checkbox"/>マスク</p> <p><input type="checkbox"/>使い捨て手袋（S・M・L）</p> <p><input type="checkbox"/>使い捨て舌圧子</p> <p><input type="checkbox"/>膿盆</p> <p><input type="checkbox"/>聴診器</p> <p><input type="checkbox"/>ペンライト</p> <p>【文房具類】</p> <p><input type="checkbox"/>ボールペン（赤・黒）</p> <p><input type="checkbox"/>バインダー</p> <p><input type="checkbox"/>日付印</p> <p><input type="checkbox"/>スタンプ台</p> <p><input type="checkbox"/>はさみ</p> <p>【会場設営物品】</p> <p><input type="checkbox"/>机</p> <p><input type="checkbox"/>椅子</p> <p><input type="checkbox"/>スクリーン</p> <p><input type="checkbox"/>延長コード</p> <p><input type="checkbox"/>冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤</p> <p><input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫</p> <p><input type="checkbox"/>耐冷手袋等</p>
--	--

1-2 特定接種の実施に必要な準備

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められます。

特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件としています。

このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。

1-3 住民接種の実施に必要な準備

平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

- ① 町は、国の協力を得ながら、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するため医師会等と連携し、体制の構築を図ります。
- ② 町は、円滑な接種の実施のため、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進めます。
- ③ 町は、速やかに接種できるよう、地域の医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

1-4 情報提供・共有

① 住民への対応

町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

② 町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行います。

③ 衛生担当課以外の分野との連携

町衛生担当課は、予防接種施策の推進に当たり、労働、介護保険、障害福祉等の町担当

課との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要があります。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町衛生担当課は、市町村教育委員会との連携を進め、例えば、就学時の健康診断や児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市町村教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努めます。

1-5 DXの推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行います。
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進めます。
ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意します。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組みます。

第2節 初動期

2-1 接種体制の構築

町は、接種の対象者及び接種順位、接種場所や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

2-2 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する町、国及び県は、地域の医師会等の協力を得て、その確保を図ります。

2-3 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定

数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。

- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。
- ③ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町及び県の関係部局、地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。
- ④ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行います。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定します。
- ⑤ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための体制を確保します。

第3節 対応期

3-1 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

3-2 ワクチン接種の実施

- ① 町は、住民接種においては、国及び県と連携し、ワクチン接種の対象者及び接種順位等に応じて、町民等への情報提供・周知、接種券の発行等を行い、円滑にワクチン接種を実施します。
- ② 町は、国及び県と連携し、接種会場の運営管理、接種を担う医療従事者等の確保及び地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。
- ③ 町は、特定接種が臨時に行われる場合において、国及び県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団

的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

- ④ 町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村の介護保険担当課等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。

3-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。
- ② 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行います。

3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付を行います。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とします。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。

第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

このため、町は、保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、県から要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

第1節 準備期

1-1 連携体制の構築

有事の際、感染症の特性や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、町は県と覚書を締結することや協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

第2節 初動期

2-1 有事体制への移行準備

町は、県保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、県からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

第3節 対応期

3-1 健康観察及び生活支援の実施

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力します。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力します。

第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全県的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。

このため、町は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認します。

第1節 準備期

1-1 感染症対策物資等の備蓄

① 町は、県行動計画に基づき、マスクや消毒薬等の衛生用品、個人防護具等の感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認します。

(個人防護具等の備蓄水準) 算出基準[※]：町民人口 14,000 人分

医療用マスク・サージカルマスク	14,000 枚
N95 マスク	1,000 枚
アイソレーションガウン	2,800 枚
フェイスシールド	1,500 枚
非滅菌手袋	56,000 枚

※物資の確保に関するガイドライン参考

② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期

2-1 感染症対策物資等の確保及び供給体制の確保

町は、感染症対策物資等の確保及び供給体制の確保に取り組みます。

第3節 対応期

3-1 感染症対策物資等の確保及び供給

町は、感染症対策物資等の確保及び供給を行います。

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。

このため、町は国や県と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨します。

事業者や町民生活・地域経済活動への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討します。

第1節 準備期

1-1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。

1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。
- ② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておきます。

1-5 火葬体制の構築

町は、地域における火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

第2節 初動期

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。

また、県が事業継続に向けた準備等の要請を行った場合、町は事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

2-2 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

県が、生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛けを行った場合、町は事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

2-3 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

第3節 対応期

3-1 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

① 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

② 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

③ 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- (1) 町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。
- (2) 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- (3) 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講じます。
- (4) 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は町民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

⑤ 埋葬・火葬の特例等

- (1) 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させます。
- (2) 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとします。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。
- (3) 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行います。
- (4) 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
- (5) 町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。
- (6) 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力に

ついて最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。

- (7) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。

② 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。